



令和5年9月4日

各位

上場会社名 ファースト住建株式会社
 代表者 代表取締役社長 中島 雄司
 (コード: 8917、東証プライム市場)
 問合せ先責任者 取締役管理部長 東 秀彦
 (TEL. 06-4868-5388)

プライム市場の上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況(変更)
及びスタンダード市場への選択申請及び適合状況について

当社は、令和3年12月13日にプライム市場を選択申請した際に「新市場区分の上場維持基準適合に向けた計画書」を、令和5年1月26日に「上場維持基準の適合に向けた計画の進捗状況について」を、それぞれ提出し、その内容について開示しております。直近でのプライム市場の上場維持基準への適合計画の進捗状況を踏まえ、令和5年4月1日施行の株式会社東京証券取引所の規則改正に伴い、スタンダード市場への上場の再選択の機会が得られたことから、本日開催の取締役会でスタンダード市場への選択申請をすることを決議するとともに、申請いたしました。

なお、スタンダード市場への選択理由及びスタンダード市場の上場維持基準への適合状況についても、下記のとおりです。

記

1. 当社のプライム市場の上場維持基準への適合状況の推移及び計画期間

当社の令和4年10月31日時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況について、令和5年1月26日付で「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」として開示しておりますが、その推移を含め、下表(再掲)のとおりとなっております。

		株主数	流通株式数	流通株式時価総額	流通株式比率	1日平均売買代金	純資産の額
当社の適合状況 及びその推移	令和3年6月末時点 (移行基準日時点)	8,521人	66,618単位	84.42億円	39.4%	0.36億円	正
	令和4年10月末時点	11,526人	66,025単位	73.28億円	39.0%	0.34億円	正
プライム市場の上場維持基準		800人	20,000単位	100億円	35%	0.2億円	純資産の額が正
当初の計画に記載した計画期間		—	—	令和8年 10月期末	—	—	—

※ 当社の適合状況は、東証が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。なお、令和4年10月末時点の「平均売買代金」については、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間における数値であります。

2. プライム市場の上場維持基準への適合に向けた取組の実施状況及び評価(令和4年11月1日～令和5年9月4日)
 「流通株式時価総額」について

「業績向上」に取り組むことを基本方針とし、合わせて「IR活動の拡充」等の施策を実施することで、株価の上昇による基準達成を目指して取り組んでまいりました。

業績については、令和5年10月期第3四半期決算における売上高は前年同期を上回って推移しているものの、経常利益、当期純利益は住宅需要が弱含む傾向となっていることや建築コストの上昇等の影響により、前年同期を下回る水準にとどまっております。また、IR活動の面においては、年2回の投資家に向けた決算説明会の内容を充実させ、「第1次中期経営計画」の策定、決算短信及び株主総会招集通知の一部英文開示の実施、議決権行

使の電子化・プラットフォームの導入など、積極的に取組を強化し、企業価値の向上に努めてまいりました。

しかしながら、当第3四半期末の直前3か月間の平均株価は1,095.94円で、依然として流通株式時価総額がプライム市場の上場維持基準を充たす水準には達していません。

3. スタンダード市場の選択理由

流通株式時価総額の主要な要素である株価の上昇に向けて、企業価値の向上と株式市場で適正な評価を得るための各種の取組を今後も継続してまいります。引き続きプライム市場への上場を維持するのか、スタンダード市場を選択するのかについて、どちらの方が当社の企業価値の向上と、株主様を始めとするステークホルダーの皆様にとって最適であるのかについて、慎重に検討を行ってまいりました。

プライム市場において経過措置中に基準を充たした場合でも、安定的・継続的に基準を充足できない場合に上場維持基準に抵触するリスクがあることや、プライム市場の上場維持基準を充たすために、労力やコストがかかっていることなどを総合的に勘案した結果、当社の株主の皆様が安心して当社株式を保有・売買できる環境を整えることが重要だと考え、またプライム市場の上場維持基準の充足という短期目標だけではなく中長期的な視野をもって企業価値の向上を図ることが重要であり、限られた経営資源をより効果的に活用することが、当社の企業価値向上につながるものと判断し、スタンダード市場への選択申請を決定いたしました。

当社は、令和5年1月に「第1次中期経営計画」を策定し、中期的な展望、事業戦略、業績の見通しなどを公表しておりますが、その基本方針が変わることはありません。スタンダード市場へ移行しても、継続して企業価値の向上に取り組む、株主・投資家の皆様からの信頼される企業を目指してまいります。

4. スタンダード市場の上場維持基準への適合状況

なお、令和4年10月31日時点におけるプライム市場の上場維持基準で適合していなかった流通株式時価総額について、スタンダード市場の上場維持基準への適合状況は下表のとおりで、令和5年1月～6月の月平均売買高基準も10単位以上あることから、スタンダード市場の全ての上場維持基準に適合しております。

また、当社は、スタンダード市場への上場の選択申請時点で、同市場全ての上場維持基準に適合している状況にあることから、今後、上場維持基準の各項目の判定基準日時点において、同市場の上場維持基準にいずれかに適合しない状況とならない場合、「上場維持基準への適合に向けた計画」の開示の必要はありません。当社といたしましては、スタンダード市場上場会社となった後においても、更なる企業価値の向上を目指すとともに、「第1次中期経営計画」の達成と、当社株式の流通性向上についても、引き続き取り組んでまいります。

		株主数	流通株式数	流通株式時価総額	流通株式比率	月平均売買高	純資産の額
当社の適合状況	令和4年10月末時点	11,526人	66,025単位	73.28億円	39.0%	7,664単位	正
スタンダード市場の上場維持基準		400人	2,000単位	10億円	25%	10単位	純資産の額が正

※ 当社の適合状況は、東証が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。なお、「月平均売買高」については、令和5年1月～令和5年6月の月平均売買高を当社で試算した数値であります。

5. スタンダード市場への移行予定日

スタンダード市場への移行予定日は令和5年10月20日となります。この日以降において、当社株式の取引はスタンダード市場に移行し、同市場で取引が継続されます。

以 上